

平成19年9月13日

各 位

会社名	ユニパルス株式会社
代表者名	代表取締役会長 吉本 喬美
(コード番号)	6842 東証第二部
問合せ先	取締役経営統括本部長 和田 倫幸
TEL	03-5148-3000

訴訟の判決に関するお知らせ

当社元社員より提起されていた訴訟について、平成19年9月13日に判決を言い渡されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟の経緯

平成17年8月22日に東京地方裁判所において、当社社員(原告)を平成17年4月に当社が懲戒解雇した件が無効であるとして、原告より当社に対し雇用契約上の地位の確認及び賃金等の支払を求める訴訟を提起したものであります。

当社はこれを争うと共に、同人に対して反訴し、同人の横領等の違法行為による損害を被ったとして債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償を請求していたものであります。

2. 当該訴訟の判決があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成19年9月13日

3. 判決内容

原告は当社に対し雇用契約上の権利を有する地位にあることを確認する。当社は原告に対し約200万円(未到来のものを除く。)を支払え。原告は当社に対し約200万円を支払え。訴訟費用は10分し、その1を原告の負担とし、その余を当社の負担とする。

4. 今後の見通し

本判決には不服であり、当社は、即日控訴を提起しました。

本判決による当期の業績への影響につきましては、連結及び個別ともに訴訟和解引当金約200万円を特別損失に計上いたします。当期の業績の見通しにつきましては最近の業況等の考慮を含め現在精査中であります。今後明らかになり次第お知らせいたします。

以上